

## 同意・宣誓書

私は、舞鶴市新型コロナウイルス感染症対策事業継続月次支援金を申請するにあたり、下記の内容について同意・誓約いたします。なお、この同意・宣誓に係り、内容が虚偽、又はこの同意・宣誓に反したことにより、不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

### 記

#### 支給要件を満たしていること

- (1) 舞鶴市内に本店または主たる事業所を有する法人または事業を営む者が舞鶴市内に住所を有する個人事業主で、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること
- (2) 令和3年3月31日以前から事業をしており、今後も事業継続の意思があること
- (3) 令和3年4月以降、対象月の売上が令和2年または令和元年の同月と比較して、30%以上50%未満減少した月があること。またその売上減少の要因は、緊急事態宣言等の発令に伴うものであり、協力金の対象となっている飲食店と直接・間接の取引があること、または不要不急の外出・移動の自粛による影響を受けたことによるものであること

#### 不支給要件のいずれにも該当しないこと

- (1) 京都府において緊急事態宣言等の発令により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間短縮を要請する施設であって、次のいずれかに該当する者
  - ア 京都府緊急事態措置協力金等の支給要件を満たす者
  - イ 緊急事態措置等による営業時間の短縮要請に応じなかった者
- (2) 対象月の売上が令和2年または令和元年の同月と比較して、50%以上減少している者
- (3) 市税を滞納している者（徴収の猶予を受けているものを除く）
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」または「接客業務受託営業」を行う事業者
- (6) 宗教上の組織又は団体及び政治団体
- (7) その他、舞鶴市新型コロナウイルス感染症対策事業継続月次支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

#### 申請書類記載事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと

支援金の審査にあたり、是正のための措置の求めがあった場合にはこれに応じます

舞鶴市が私の市税の滞納の有無や収入の状況を調べることに同意します

支給決定後、支給要件に反した場合や不正受給が発覚した場合には、速やかに支援金を返還します

代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していないことを誓約します

令和3年 月 日

舞鶴市長 多々見 良三 様

法人所在地又は個人自宅住所

法人名（法人のみ）

法人代表者職・氏名又は個人氏名

※□にレ点を記入のうえ、法人代表者又は個人事業主が自署してください（法人の場合は代表者の印の押印でも可）